

昭和二十五年四月三十日(日曜日)午後一時五十八分開會

○地方財政委員會設置法案(內閣提出・衆議院送付)

○地方財政平衡交付金法案(内閣送付)
○地方税法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(岡本愛祐君) それではこれより地方行政委員会を開会いたします。

本日会議に付します事件は、先ず地方財政委員会設置法案の本審査をいたします。逐條審議は予備審査の際終了いたしましたので、全般につきまして國務大臣に対する質疑をお願いいたします。

○吉川末次郎君　それに先立つてちょっと発言をお許し願いたい。それは先般地方税法案の罰則規定に關連しまして、国会図書館の専門調査員である牧野英一君の専門調査員としての意見の開陳を要求いたしましたところ、委員会で決定いたしましたので、委員長からその申入れをして頂いたのであります。が、それに対する牧野君の返事といたしましては、時日がない、その他の理由によりまして、これを拒否したのであります。が、専門調査員というものが置かれているところの職責からいたしますというところ、私はこれは議院運営委員会の問題かとも思いますけれども、国会法及び国会図書館法の規定を十分今見ておりませんが、常識的に考えましても、それを拒否するというような

ないと思うので、議院運営委員会が私共はそれを一つ問題にしたいと思つております。尙それに関連しまして、これも地方財政平衡交付金法案に関連して、上原専門員の意見の開陳を求めておるわけでありまして、それについては、上原君から私達の手許に文書でその意見書が出ておるのであります。

その法案が後程審議に入りますときに、やはり上原君からあの文書を基本として、口頭で委員会ですれを述べるように委員長からして頂きたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんの只今の御発言がございましたが、上原専門員が当委員会の専門員といたしまして、地方税法その他についていろいろ調査研究をして意見が出ておる。それに対してその意見をこの委員会を通じて貰いたい。こういう御意見でござい
ますか。

○吉川末次郎君　そうなんです。それはついでに後で適当な時で結構ですから、とにかく専門員というものが非常に沢山いられるのでございますが、十分議會制度の運営に活用されていないような感がありますので、特に牧野英一君の態度のごときは許すべからざるものであると思つております。

○委員長(岡本愛祐君) それでは適当な時期に意見を述べて頂くことにいたします。

○西郷君之助君 本多國務大臣に伺います。今度の改正で、地方財政委員会と、現在あります調査会議の委員長、それから自治庁が存置されますので、その委員長、いわゆる地方自治の、そういうような重要な三つの機関がでるわけなんです。が、その三委員長の間に、おいて、連絡、調整を図られるた

めに、何らかの連絡会議とか、そういうものをお設けになつて、その調整を図られる必要があるのじやないかと思ふのですが、そういうふうなものに對しまして、大臣の御意見をお伺ひいたします。

又現在國警等に對しましては、担当大臣が置かれておりますが、例えば自治庁の長官は大臣なんですが、又その自治庁の大臣と別個に財政委員会に對しては、担当というのも要ですけれども、こういうようなものでも別個に大臣でも置かれるのか、或いは自治庁の

長官である財務大臣が一切そういうものの連絡調整を図られるのか、そういうようなことに対して、大臣はどういう構想を持つておられるか、その点を伺つて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今の点は、この間大臣が欠席の際、小野政務次官に質問をいたしまして、よく大臣にお伝えの上、出席の際御答弁を願いたいという点に關連しております。

○國務大臣(本多市郎君) この点につ

のでありますけれども、更に特に連絡会議等を設ける必要がありますれば、その点についても今後研究して見たいと思います。地方財政委員会の担当をどの大臣にやらせるかという問題につきましては、これは総理大臣の所信によることではございますが、私の只今の見解で申し上げますと、地方自治庁と

がございますので、地方自治庁の長官官を担当する大臣が地方財政委員会を担当大臣になるというようなことは便宜なことではないかと考えております。但しこれは総理大臣が、政府と閣議、

更に又総理大臣との連絡のために担当を決めるわけでございまして、全く総理大臣の所信によることでございますから、私から政府の意見として只今のところでは申し上げ兼ねるのでございます。地方自治庁の長官たる國務大臣が担当に当たるといふことは適当なこと

○委員長(岡本愛祐君)　只今本多國務大臣の御答弁で、自治庁の長官たる國務大臣が地方財政委員会を担当する国務省に属するものと考へておられます。

務大臣を兼ねることが便宜かも知らん
というようなお話がありました。が、そ
うすると、それによつて委員会の自主
性というものが非常に阻害されるとい
うことはありませんか。

○國務大臣(本多市郎君) これは全く

ますようなことになりますと、これは適當でないと存ずるのでございますけれども、地方財政委員会は法律上相當の獨立性を持つておりますし、その点において獨立性が確保されることでございますから、仕事に密接な關係にもあるという実情から、そうしたことが運営上便宜ではないかと私が考えただけ

でございます。全くお話のようないかなる被害を生ずる場合がありはしないかという点も十分考慮されて決定されるものと存じます。

○委員長(岡本愛祐君) 地方財政委員会の委員長に国務大臣を当てないとい

うことにされたことも、恐らく政府から出ておられる國務大臣の委員長ということになれば、その財政委員会の独立性というものが損なわれるという観点からじやなかろうかと思われるので、この点はよく総理大臣とも御相談になつて善処せられたいと思うのであります。かねて地方行政委員会におきまして、地方自治体の自治体警察、この連絡機関がありませんので、弱体な自治体の警察がややもすれば腐敗をし、いろいろの醜態を暴露しておることは、本多國務大臣も新聞紙上等で御覧になつておることと思うのでありますが、これを如何にして強化するか、又これを廃してしまふかということとは、当委員会におきまして、從來ずつと研究をしておる点であります。財政

が小さい自治体では非常に弱い、だから待遇もできない、いい人材も得られないという点からの弱点もありますけれども、やはり一人立ちになりまして指導するところがない、又世話して他の自治体警察と交流する途も開けておられない、又ばら／＼になつておりますから、その連絡ということもできない。こういうような欠陥から来ているのが多いのであります、それをこの地方自治庁におきまして世話する連絡調整部というものがあつて、世話をす

主化の見地から、この際は適當ではないのではないかと考えております。只今の国家消防に関する問題、それにつきましては今後慎重に研究いたしたいと考えております。

うのですが……。それから自治庁の長官がなさらないで同じ内閣の他の國務相が財政委員会を担当されると、同じ内閣の二人の大臣が立場が違つてここで争うというところは立派けれども、質疑応答した場合には、立場々々で非常に違つて来はしないかと思ふ。財政委員会の方の意見と、予算が違ひまして自治庁の大臣としては或いは政府案の方がいいと考へられるかも知れないし、そこには大臣が担当されても予算の實際の国会の審議の上におきまして、非常に両方ともデリケートで困難な立場になりはしないかと思ふので、そういう点につきまして、どう

な修正についての意見を含まなければならぬということになつてゐるのです。そうしますと、一般予算を組みますときに、財政委員会は政府が原案を作りますときは資料を持たなければならぬと、ここに書いてあるような予算についての修正意見というやうなものがないのじやないか。勿論立てた場合には、国の方にどういふやうな財源があるのじやないかというやうな適当な財源をも考へて、修正の意見を講ずるのがいいだらうと思ふのですが、そうしますと、常に国の予算を編成しますときに、最初から財政委員会の方でもよくその資料を以ちまして研究して置きますと、こういうやうなことは、單に結果だけが違つたからといつて、直ぐ予算に適當な財源を見出すことはむずかしいと思ふ。且つ一般予算を組みまして内閣の方で出すのですから、その他の財源或いはその予算の中の財源の差繰り等によつて財源を見付けるわけなんです、それはやはり十分なる資料を持たなければ財政委員会としてできぬと思ふのですが、そういうことになりまして、大蔵省が編纂します殆んどすべての資料を常に財政委員会が研究して置かないといふか。そういう場合は果してそういうやうに円満なるそこにあることができるかどうか、そういう点を出さなければならぬといふことを国の方に義務付けては、ここではないのじやないかと思ふのですが、そういうやうな点を……實際問題になりまして、なか／＼デリケートな問題が起きるのでございますが、殊にこういうやうに国と財政委員会の意見が違つていふやうな場合には、可なりデリケートな關係になつてゐると思ふのですが、

そういうことを調節する場合どうするか、国の予算編成権に関する資料をそれではその程度で財政委員会の方で完備できるか、そういう点なか／＼私はむずかしいと思ひますが、そういうやうな点で大臣の御意見をお伺ひして置きたい。

○委員長(岡本愛祐君) 只今の御答弁のうちに、私の申したことが誤解があるかも知れませんが、そういう自治体警察を統合して鞏固な組織にするというやうなことは考へていないのであります、自治体警察にばら／＼になつておりますことは、今までの内務省警察の弊を再び醸さないように注意して、自治体警察制度になつたのでありますから、これを統合しようというやうなことは考へておりませんが、ただ人事の交流の世話をしようとか、連絡をしてやるとか、そういう機關を設けることは非常に大事じやないか、こういうふうに考へます。その点をよく政府側においても研究をして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 承知いたしました。

○西郷吉之助君 財政委員会において地方財政平衡交付金の總額を見積つて出したわけなのですが、平衡交付金法案において、その意見が国と違つておれば、違つた意見を添えて内閣は出さなければならぬとなつておりますが、そうしますと、又財政委員会の方の担当大臣が自治庁の長官に兼任される場合であつても、又他の大臣が担当される場合でも、これはその国会の予算の審議するときにはそれに答へられる上から、自治庁長官は、國務大臣でもある自治庁長官が財政委員会の担当をなさると、その二つの立場でなされて、非常にそこに矛盾を来しはしないかと思

○國務大臣(本多市郎君) これは地方自治庁といつたしましても、地方自治制の發達をできる限り援助するといふ目的の官庁でもございまして、その点で財政委員会が地方財政を確立したいといふ点と、そう相反するやうな意見を持つ場合は少いのではないかと存じますけれども、併し何分にも國務大臣という立場から、そうして又地方財政委員会が独立性のあるものであり、地方自治庁は一般行政機關であります。關係から、お話のやうな場合も考へられるのでございまして、これを地方自治庁長官たる國務大臣と地方財政委員会の担当大臣と同一にするか否かといふことにつきましては、御意見等もよく承つて置かしまして、その利害得失に經理の方において勘案して決定されるようにいたしたいと存じます。

○西郷吉之助君 只今の点を、更にその平衡交付金の差額の調整におきましては、国の予算について加うべき必要

○國務大臣(本多市郎君) この点につきまして詳細に御答弁を申上げる準備がないのでございまして、地方自治庁といつたしましては、そうした方面の連絡に當るといふことは差支なからうと考へられます。但し自治体警察等に国家的統制を加えるやうな権力的なことに亘りますことは、やはり警察行政民

○西郷吉之助君 財政委員会において地方財政平衡交付金の總額を見積つて出したわけなのですが、平衡交付金法案において、その意見が国と違つておれば、違つた意見を添えて内閣は出さなければならぬとなつておりますが、そうしますと、又財政委員会の方の担当大臣が自治庁の長官に兼任される場合であつても、又他の大臣が担当される場合でも、これはその国会の予算の審議するときにはそれに答へられる上から、自治庁長官は、國務大臣でもある自治庁長官が財政委員会の担当をなさると、その二つの立場でなされて、非常にそこに矛盾を来しはしないかと思

○國務大臣(本多市郎君) これは地方自治庁といつたしましても、地方自治制の發達をできる限り援助するといふ目的の官庁でもございまして、その点で財政委員会が地方財政を確立したいといふ点と、そう相反するやうな意見を持つ場合は少いのではないかと存じますけれども、併し何分にも國務大臣という立場から、そうして又地方財政委員会が独立性のあるものであり、地方自治庁は一般行政機關であります。關係から、お話のやうな場合も考へられるのでございまして、これを地方自治庁長官たる國務大臣と地方財政委員会の担当大臣と同一にするか否かといふことにつきましては、御意見等もよく承つて置かしまして、その利害得失に經理の方において勘案して決定されるようにいたしたいと存じます。

○西郷吉之助君 只今の点を、更にその平衡交付金の差額の調整におきましては、国の予算について加うべき必要

○西郷吉之助君 更に第二にこれに關連して伺ひたいことは、御承知の通り地方財政のいろ／＼の問題を決めますときに、現在の機構におきましては、いゝゆる国の財政を掌る大蔵省との關連におきまして、常に連絡をとつておるわけなんです、實際におきましては立場々々でなか／＼その調節が完全なものができるやうな現状であるのであります。それは私は第一予算の編成権というものが、大蔵省という一つの省が昔から依然として握つておるところに欠陥があると思ふのです。そういう場合にこの間新聞が何かでちよつと拜見したと思ひますが、今審議會ができておりますね。その審議會で決めたといふことですが、予算の編成権というものを内閣に移しまして、そし

○國務大臣(本多市郎君) この点につきまして詳細に御答弁を申上げる準備がないのでございまして、地方自治庁といつたしましては、そうした方面の連絡に當るといふことは差支なからうと考へられます。但し自治体警察等に国家的統制を加えるやうな権力的なことに亘りますことは、やはり警察行政民

○西郷吉之助君 財政委員会において地方財政平衡交付金の總額を見積つて出したわけなのですが、平衡交付金法案において、その意見が国と違つておれば、違つた意見を添えて内閣は出さなければならぬとなつておりますが、そうしますと、又財政委員会の方の担当大臣が自治庁の長官に兼任される場合であつても、又他の大臣が担当される場合でも、これはその国会の予算の審議するときにはそれに答へられる上から、自治庁長官は、國務大臣でもある自治庁長官が財政委員会の担当をなさると、その二つの立場でなされて、非常にそこに矛盾を来しはしないかと思

○國務大臣(本多市郎君) これは地方自治庁といつたしましても、地方自治制の發達をできる限り援助するといふ目的の官庁でもございまして、その点で財政委員会が地方財政を確立したいといふ点と、そう相反するやうな意見を持つ場合は少いのではないかと存じますけれども、併し何分にも國務大臣という立場から、そうして又地方財政委員会が独立性のあるものであり、地方自治庁は一般行政機關であります。關係から、お話のやうな場合も考へられるのでございまして、これを地方自治庁長官たる國務大臣と地方財政委員会の担当大臣と同一にするか否かといふことにつきましては、御意見等もよく承つて置かしまして、その利害得失に經理の方において勘案して決定されるようにいたしたいと存じます。

○西郷吉之助君 只今の点を、更にその平衡交付金の差額の調整におきましては、国の予算について加うべき必要

○西郷吉之助君 更に第二にこれに關連して伺ひたいことは、御承知の通り地方財政のいろ／＼の問題を決めますときに、現在の機構におきましては、いゝゆる国の財政を掌る大蔵省との關連におきまして、常に連絡をとつておるわけなんです、實際におきましては立場々々でなか／＼その調節が完全なものができるやうな現状であるのであります。それは私は第一予算の編成権というものが、大蔵省という一つの省が昔から依然として握つておるところに欠陥があると思ふのです。そういう場合にこの間新聞が何かでちよつと拜見したと思ひますが、今審議會ができておりますね。その審議會で決めたといふことですが、予算の編成権というものを内閣に移しまして、そし

○國務大臣(本多市郎君) この点につきまして詳細に御答弁を申上げる準備がないのでございまして、地方自治庁といつたしましては、そうした方面の連絡に當るといふことは差支なからうと考へられます。但し自治体警察等に国家的統制を加えるやうな権力的なことに亘りますことは、やはり警察行政民

○西郷吉之助君 財政委員会において地方財政平衡交付金の總額を見積つて出したわけなのですが、平衡交付金法案において、その意見が国と違つておれば、違つた意見を添えて内閣は出さなければならぬとなつておりますが、そうしますと、又財政委員会の方の担当大臣が自治庁の長官に兼任される場合であつても、又他の大臣が担当される場合でも、これはその国会の予算の審議するときにはそれに答へられる上から、自治庁長官は、國務大臣でもある自治庁長官が財政委員会の担当をなさると、その二つの立場でなされて、非常にそこに矛盾を来しはしないかと思

○國務大臣(本多市郎君) これは地方自治庁といつたしましても、地方自治制の發達をできる限り援助するといふ目的の官庁でもございまして、その点で財政委員会が地方財政を確立したいといふ点と、そう相反するやうな意見を持つ場合は少いのではないかと存じますけれども、併し何分にも國務大臣という立場から、そうして又地方財政委員会が独立性のあるものであり、地方自治庁は一般行政機關であります。關係から、お話のやうな場合も考へられるのでございまして、これを地方自治庁長官たる國務大臣と地方財政委員会の担当大臣と同一にするか否かといふことにつきましては、御意見等もよく承つて置かしまして、その利害得失に經理の方において勘案して決定されるようにいたしたいと存じます。

○西郷吉之助君 只今の点を、更にその平衡交付金の差額の調整におきましては、国の予算について加うべき必要

○西郷吉之助君 更に第二にこれに關連して伺ひたいことは、御承知の通り地方財政のいろ／＼の問題を決めますときに、現在の機構におきましては、いゝゆる国の財政を掌る大蔵省との關連におきまして、常に連絡をとつておるわけなんです、實際におきましては立場々々でなか／＼その調節が完全なものができるやうな現状であるのであります。それは私は第一予算の編成権というものが、大蔵省という一つの省が昔から依然として握つておるところに欠陥があると思ふのです。そういう場合にこの間新聞が何かでちよつと拜見したと思ひますが、今審議會ができておりますね。その審議會で決めたといふことですが、予算の編成権というものを内閣に移しまして、そし

○國務大臣(本多市郎君) この点につきまして詳細に御答弁を申上げる準備がないのでございまして、地方自治庁といつたしましては、そうした方面の連絡に當るといふことは差支なからうと考へられます。但し自治体警察等に国家的統制を加えるやうな権力的なことに亘りますことは、やはり警察行政民

○西郷吉之助君 財政委員会において地方財政平衡交付金の總額を見積つて出したわけなのですが、平衡交付金法案において、その意見が国と違つておれば、違つた意見を添えて内閣は出さなければならぬとなつておりますが、そうしますと、又財政委員会の方の担当大臣が自治庁の長官に兼任される場合であつても、又他の大臣が担当される場合でも、これはその国会の予算の審議するときにはそれに答へられる上から、自治庁長官は、國務大臣でもある自治庁長官が財政委員会の担当をなさると、その二つの立場でなされて、非常にそこに矛盾を来しはしないかと思

○國務大臣(本多市郎君) これは地方自治庁といつたしましても、地方自治制の發達をできる限り援助するといふ目的の官庁でもございまして、その点で財政委員会が地方財政を確立したいといふ点と、そう相反するやうな意見を持つ場合は少いのではないかと存じますけれども、併し何分にも國務大臣という立場から、そうして又地方財政委員会が独立性のあるものであり、地方自治庁は一般行政機關であります。關係から、お話のやうな場合も考へられるのでございまして、これを地方自治庁長官たる國務大臣と地方財政委員会の担当大臣と同一にするか否かといふことにつきましては、御意見等もよく承つて置かしまして、その利害得失に經理の方において勘案して決定されるようにいたしたいと存じます。

○西郷吉之助君 只今の点を、更にその平衡交付金の差額の調整におきましては、国の予算について加うべき必要

○西郷吉之助君 更に第二にこれに關連して伺ひたいことは、御承知の通り地方財政のいろ／＼の問題を決めますときに、現在の機構におきましては、いゝゆる国の財政を掌る大蔵省との關連におきまして、常に連絡をとつておるわけなんです、實際におきましては立場々々でなか／＼その調節が完全なものができるやうな現状であるのであります。それは私は第一予算の編成権というものが、大蔵省という一つの省が昔から依然として握つておるところに欠陥があると思ふのです。そういう場合にこの間新聞が何かでちよつと拜見したと思ひますが、今審議會ができておりますね。その審議會で決めたといふことですが、予算の編成権というものを内閣に移しまして、そし

てやるならば地方財政と国の財政との調節も更に一段と連絡が密に行くと思ふのですが、そういうものに対しまして、予算編成権を内閣に移すというふうなことに對する御意見並びにそれがいいとなるならば、そういうふうなことを今後非常に推進しておいでになるかどうか。その点をお伺いして置きたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) これは先般行政制度審議会におきまして、総理府の外局として予算編成を担当する行政機関を設け、大蔵省から分離せしめる方が適當であるという答申を得たのでございまして、その考へておられますところは、只今お話の点と一致するやうに考へられるのでございまして。大蔵省が他に現業的な相當の部面を担当し、予算も相當要することとございまして、その範圍内においては別個の機構が、丁度他の各省に對すると同じやうな立場で査定することが均衡を得るのではないかと、更に國稅庁が所管しておりますこの税を取るものと、これを予算の面に割振るものとは同一である方がよろしいか、同一でない方がよろしいか、同一な場合、追加予算等の財源を考へると、税金の徴収について力が入り過ぎるというやうな弊害も考へられる。これらのことを考へいたしまして、行政制度審議会において、予算事務の獨立というのを答申せられておるのでございまして、これにつきましては、まだ政府が結論に到達しておりませんので、慎重にこれを研究いたしたいと考へております。

○吉川末次郎君 第五條の委員會の構成についてであります。「委員は、地方自治に關し優れた識見を有する者のうちから、兩議院の同意を得て内閣總理大臣が任命する。」とありますが、三名の地方自治体の推薦したものとしての地方自治体の代表者の選任方法については、これに規定されておる通りであると思ひますが、「左に掲げる者」といふのは大体「地方自治に關し優れた識見を有する者」といふことの條件と共に、具体的に大体どういふやうな人が選ばれることになりまして、即ちそれは地方行政調査會議の委員に於けるがごとき、いわゆる學識経験者といふやうな者から一般に選ばれるのであつて、この中にはこの法律の線に出ておりますやうに、その二人のうちに各會の代表者及び國務大臣等は加へないのかといふやうな点についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) この政府から推薦いたします二名につきましては、地方自治に識見を持つており、經驗を有する人といふやうな人を含む趣旨でございまして、何々會の代表といふやうな意味において推薦することにはなつておらないのでございまして。それでは更に政府推薦の者として、國務大臣は推薦できるかと申しますと、國務大臣は推薦しない建前でありまして、○吉川末次郎君 そうすると、大体地方行政調査會議におけるがごとき、例へば大學の教授であるとか、或いは鶴沢總明氏は弁護士連合會の代表であつたか知りませんが、あゝいふ質の人が推薦されるということはありませんか。

○國務大臣(本多市郎君) 大學の教授からといふことはございせんけれども、大學の教授をしておられます人、地方自治に對する識見を有する公正な立派な人格者であるといふことになりまして、そういう場合、我々が推薦したい人の対象に含むわけにございまして、

○吉川末次郎君 それから小さな問題であります。この委員會の、第四條に規定の所掌事務であります。この所掌事務の二十一号及び二十二号、即ち當鐵金附証票を発売することのできる都市の指定及び地方競馬を行うことができる都市の指定地域をお教へを願ひたいのであります。關係法規を讀んじておりませんが、お尋ねするのでありますが、當鐵金附証票を発売することが出来る都市といふのは、いわゆる戰災都市に限定されたのではないと思ひますが、地方競馬も同様でありますか。それをちよつと……。

○國務大臣(本多市郎君) その前にちよつと答へて置きますが、これは原則として地方財政委員會は直接財政的事項に限つて所掌せしめたいといふ方針であります。この當鐵、地方競馬或いは競輪等のことは、丁度地方稅法上の財源の不足のために許可される法定外の普通稅といふやうなものと同一観点から許可、不許可が決定されることになつて参りますので、この地方財政委員會の所掌事務とした次第でございまして、これにつきまして、只今御質問の當鐵をどういふ工合にされるか、これを總括的に申しますと、財政需要といふことになつてと思ひますが、では次長から……。

○政府委員(秋田保君) 當鐵金附証票を發行し得る市は戰災による財政上の特別の必要を勘案して指定いたすことになりまして、それから競馬につきましては、やはり著しく災害を受けた市町村で、地方財政委員會が指定することになりまして、

○吉川末次郎君 それに關連して、外の問題になるかと思ひますが、外が、実は先般京都へ参りましたときに、京都の市役所の理事者からいろいろ話が私に對してあつたのであります。向うの方で特別の法案を作りまして、即ち國際觀光都市と言ひますか、京都國際觀光都市として特別に指定して、その國から權限を得ようといふのであります。大体において同市の用意しておりますところの法案は、衆議院に廻つてゐるかも知れませんが、この議會に是非通過せられたいといふのであります。内容を申しますと、特別にそういう法律を作らなければならぬ程の必要がないやうな実は内容のものであります。大体において現行法に基くところの行政措置でその目的が達成せられるやうなものであつたといふ私は印象を受けたのであります。市長等にそういうことを申しますと、現行法において、例へば當鐵の發行といふやうなことをしたいと是非考へておられるけれども、それは罹災都市にのみ許されることであるので、罹災都市では、京都市はないけれども、やはり觀光都市であるといふやうな特別法規を作ることによつて、この第四條第二十一号に規定されておるやうな特殊の權限を得たいといふやうなことを言つておりました。が、そういう今例を挙げました京都市の特別法制定の要求、殊にその内容として専ら向うが言つておりますこと

は、當鐵の發行を罹災都市でないけれども、その權限を獲得したいといふことを言つておるのであります。その關係はどうなりませうか。

○政府委員(秋田保君) 當鐵金附証票の発売し得る都市の規定であります。これは五大都市はまあ當然あるものであります。五大都市以外の都市に於いて、罹災都市の中で地方財政委員會が指定しております。

○吉川末次郎君 地方競馬、自動車競技等についてはできるのですか。五大都市は……。

○政府委員(秋田保君) 地方競馬につきましては、災害を受けたといふことが要件になつておりますから、全然災害のない所はできないことになつております。

○吉川末次郎君 それから尙極めて小さい問題なんです。第四條のやはり所掌事務の第八号であります。「職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。」といふやうなことがありますが、余り細かいことが規定されておるやうであつて、前の同様な法律にはなかつた規定であります。が、特にこのやうなことを挙げられたところの理由を……。

○政府委員(秋田保君) これは普通の官庁の組織法につきまして例文的な規定なのでございまして、現実の問題をいたしましては、最近職員に対する住宅等を政府で建てておられますので、そういうものが建てられまして、やはり地方財政委員會に對しても相當にございまして、その管理に當ることができるといふ程度のことを書いてあります。

○委員長(岡本榮祐君) 御質問ござい

た性格が一つ出ているものでございませうから、それに倣つたまででございまして、この委員会を設置し得る根拠は国家行政組織法でございませう。

○三木治朗君 それで特にその行政組織法によるというものを現わさなかつたのは、結局普通の委員会やなんぞよりも権限が強い、こういう解釈をしていいわけなのです。

○國務大臣(本多市郎君) そういう性格になつておりますので、さう御解釈下されば、実情に丁度当て嵌まる、こう思います。

○三木治朗君 普通委員会等である委員会の意見が纏まる、すると所管大臣、自治庁なら自治庁の所管大臣が一応それを閣議にかけるということにして、閣議の同意が得られなければ、そのことを又その委員会に通知をする、委員会は再び議を練つて、又それを閣議にかけるとか、或いは総理大臣の決裁を受けるというふうな手続をやつておるようだと思うのですが、そうすると、この財政委員会はそのうに超えて、強く数回に亘つて総理及び閣議に諮つたけれども、どうも駄目だという場合には、今度は独自でやつて行くというくらいに権限があるわけなのです。

○國務大臣(本多市郎君) 独自でその意見の相違する予算等を執行することはできませんけれども、独自の立場を国会の判断までは堅持して行くことができる……。

○三木治朗君 これはまあそんな余計な心配はしなくてもいいかも知れませんが、この間内閣委員会の連中は、頗るそのような何か不満のようなことを言うておられました、了解の付き得るような措置は何かおとりになりますか。

○國務大臣(本多市郎君) この問題につきましても、国家行政組織法の規定を更に実情に副うようにこれは研究しなければならぬと存じております。同じ国家行政組織法の規定に基く委員会がここに二つの性格に分けられて参りますので、これを何らか国家行政組織法、根拠法におきましても、その性格の分れているものは別々に根拠を置くべきではないかというふうなことも考へられるのでございませうが、この点は今後の研究にいたしたいと存じます。

○吉川末次郎君 今の問題であります。先般の内閣委員会との合同委員会のときにも、内閣委員会の委員の諸君から頻りに言われたのでありますが、只今の本多國務大臣の御答弁とも併せて考えまして、私の感じますことは、この委員会制度という一つの行政組織、即ちコミッション・ガヴァンメントというシステムはアメリカの特異の制度であつて、即ち三権分立以外の第四権であるというふうなことも言われておるのですが、例えば国家公安委員会のとき、或いは人事委員会のとき、これは新しく終戦後で上つたところの制度でありますから、そういう考へ方に習熟していないところの人から非常な懷疑が起つて来るわけで、例えば先般の合同委員会においても言われましたように、人事委員会のときは廃止すべきであるという議論も起つてゐるもの、そのよつて来るものの特異の制度であるということに対する十分な理解が、議員及び政府の職員の間にも十分に普遍化していないこととから来るいさゝか觀念上の衝突が起つて来るのじゃないかと考えられるのであります。これは極めて重要な問題であると思つております。でありますから、只今本多國務大臣も言われたことではあります、我々議員の間におきましても、そうしたこの委員会制度という特異な新しい制度に關する十分の理解を持つことに努めなければならぬと思つてゐますが、私の見るところ、官吏の諸君の間において、役人の諸君の間においても、答弁等においてそれが十分呑み込めていないような点が非常にあると思つてゐまして、本多國務大臣の御答弁のごとく、十分そういう研究と調査をせられて、それが普遍化する上に御努力をお願いしたいと希望申上げて置きます。これは私見であります、重要なことと実は考へておる次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) 私はこの前の連合委員会でも質問をした問題でありまして、この所轄の下にという表現は、国家公安委員会につきまして、警察法で規定したときに用いられたこと、そのときに国会で質疑応答がありまして、それは総理大臣の監督が最も薄いものであるということの説明があつたのであります。それと同じく人事院は内閣の所轄の下に、内閣総理大臣でありませうが、内閣の所轄の下にと、どうあるのです。それから日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下に、そういうふうな指揮監督が非常に薄くつて、而も国会に対して勧告をする、これは吉川さんの御議論があつて、勧告という文字が悪いので、薦告の方がいいのだ、これは私も成程と思つてゐるのです。併しともかくそういうことのできる機関というものは、單なる外局とか、それから單なる機関であつちやいかん。こういうふうには考へておる。そこでこの前の地方行政調査委員会におきましては、私の議論から言へば、内閣総理大臣の所轄の下にと、どうあるべきだと思つたのであります。ただそのつもりで申すのですが、それが今度は国家行政組織法というものができたから、それに基く書き方に改められたというので、国家行政組織法第八條第一項の規定に基いて、臨時にそういうふうな機関として地方行政調査委員会を設置する、こういう規定を設けております。機関としてという言葉はこれが初めてでありまして、附屬機関としてというのは、この前たび／＼ありますけれども、それは違つた書き方であり、それを置きましたところが、それは内閣総理大臣所轄の下にということと同じ意味だということが法務總裁から明らかに御答弁があつた。それならば、この地方行政調査委員会におきまして、この地方行政調査委員会と同様な指揮監督の薄いもの、而も国会に対して監督のできるような同じような機関でありますから、だから第二條が地方行政調査委員会と同じような意味でなければいかんじやないか、こういう意味で質問したのであります。それはやはり元の内閣総理大臣の所轄の下にという表現に変えて来た。まあそういう事情はいろいろあるようですが、仕方がないといひまして、今大臣がおつちやいまして、政府においても速かにこの用語を統一されて、そして国家行政組織法の下において、この内閣総理大臣所轄の下にという言葉が正當に使われ、又その現わす

ことが指揮監督の下にするのであるという觀念をはつきり徹底されて、はつきりこの委員会が答弁ができるようにお願いしたいと思つてゐます。

○吉川末次郎君 それからやはりこの問題に關連して重要な質問が先程西郷吉之助君からせられたと思つてゐますが、即ち地方財政委員会というものが、この法律によつてでき上るならば、自治庁というものは無用なものである、自治庁というものの質問に対する本多國務大臣の御答弁であります、これは極めて国内行政の行政組織の上において重要な問題であると思つてゐますが、さうした問題については地方行政調査委員会等やはり調査研究の對象となるべきものと考へておりますし、又内閣委員会、諸般の行政組織に關する問題として重要な問題であると思つてゐますが、私よく存じておられますけれども、大陸諸國においてはやはり旧来の内務省のようなのは大体いづこの國にも私の知るころではあると思つてゐます。英米であります、イギリスにはやはり従来の内務省のような地方自治体を統轄した、國の統轄機関としての役所としては、保健省、ミニストリー・オブ・ヘルス、保健省が大体その省に當つておるというように書物の上で散見いたしておるのではありませんが、アメリカの制度はこれは違つたと思つて、連邦政治としては、訳するならば内務省と言ひますか、ミニストリー・オブ・インテリヤーという役所がありますが、その所管事項は大体公共事業のようなこと、パブリック・ワークのようなことが多くあります、これは本多國務大臣個人といたしましては自治

庁の長官であるという立場から極めて重要な問題ではないかと考えておりますので、我々議員もそうした比較対照研究の上において完全な知識を持つことも必要でありますし、政府内部にも本多國務大臣が研究して見ようと言っておられますが、是非必要なことではないかと思われましますので、私は内務省が解散されたということは日本の民主化の上から、一つの占領政策上の日本の民主化ということの上においてその必要があつたからと思ふのであります。併しこのいわゆる三権分立以外の第四権的な行政組織である。いわば会計検査院と似たような形におけるこういう地方財政委員会というようものが、地方自治体の利益擁護機関として存在しておつても、私は国の制度は国の制度として、やはりイギリスの今申しました保健省のような地方自治体を統轄するところの中央機関というものは持つことが必要なのではないかと、これは私見であります。考へております。そのことについての十分な、政府においても、我々も研究いたしますが、御研究の結果我々に資料を提供される日を待ちたいと思ふのであります。この法案の審議には間に合いませんと思ひますけれども、どうぞ一つ心がけて我々に教へて頂きたいということをお願いいたして置きます。

○西郷吉之助君 細かい点ですが、四條の二項に、「委員会のみによつて審査される。」という文句が殊更にそこに使われたのはどういふわけですか。政府委員の御説明を一つお願いいたします。

○政府委員(秋田保君) これはこの委員会が最終的に決定する権限を持つておる事項でございます。例えば地方税法中にいろいろあります規定とか、地方財政平衡交付金の各地方団体に対する配分とか、こういうものが委員会決定をいたしましたら、それによつて決めるのであります。これに對しまして政府の他の機関から掣肘干渉することができないという……。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質問ございませぬか。それじやもう一つ聞いて置きたいのですが、先頃聞きましたことに關連して、若し府県や市町村が地方税法なんかについて疑義を持つた場合に、自治庁か、この委員会かどちらに申し出て質すことになるのでしょうか。

○政府委員(秋田保君) これはやはり原則として、地方財政委員会の方へ来ると思ひます。三條の二号によりまして「地方公共団体の税制の運営に關して助言すること。」、この法律の解釈でございしますから、最終的には別に行政機関で決まらなかつたと思ひます。裁判所で決まるのであります。ただその運営に關しましての助言をする程度でございしますから、この地方財政委員会の方が担当するのが適當だと考えます。

○委員(岡本愛祐君) それからこの附則の方の地方自治庁の所掌事務について、第三條の二号で「地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案及び運営に關し、地方自治権擁護の立場から必要な意見を内閣及び關係行政機関に申し出ること。」、この地方自治に影響を及ぼす国の施策という中に、地方財政ということが入つておりますか。

○政府委員(秋田保君) 地方財政を含んでおるつもりでございます。

○委員(岡本愛祐君) そうすると、それに關しても地方自治権の擁護の立場から、地方自治庁の方が意見を内閣及び關係機関に申出る、こういうことになりませぬ。

○政府委員(秋田保君) 両方、財政委員会でもどちらでも両方……。

○政府委員(秋田保君) 衆議院の方で修正された点につきまして、衆議院の御意見を我々聞いております程度で申上げたいと思ひます。

第一点は、この地方団体から推薦いたします三人の委員につきましてであります。これは原案では知事、市長、町村長、いわゆる理事機關の代表者が、連合組織だけが推薦するようになつておりましたが、それと當該団体の議長の連合組織と共同推薦するということになつております。この趣旨は、そうした方が余計に地方団体の意見を反映することができるとお考へようであります。我々といひましたも結構なことだと存じます。

次の点は、先程委員長のおつしやいました点でございまして、非常にこの法案の提出が遅くなりまして、当初の委員の任命を国会に同意を得るという手続きが、この議会におきまして取ることができない虞れがございします。最初の委員につきましては同意を得ないで一応任命して置いて、次の国会におきまして事後の承認を承めるといふこと、この場合承認が得られなかつた場合は、その委員を罷免しなければならぬという、こういう規定が置かれたのであります。この点も結構だと思つております。

○吉川末次郎君 衆議院の改正案の第五條第三項の改正であります。私は深く別に反對するわけでもありませんが、衆議院のように改正しなくてもいいんじゃないかという念が非常に強いのではあります。こういうように議会の代表者の意思をここに反映させるところの頭の切換えが十分でない

ないのじやないかと思はれるのであります。都道府県の知事にありまして、いわゆる官選知事ではなくして、民選知事であつて、一般に府県民から公選されて出て来た人なのでありますから、必ずしも議会の代表者を出さなければならぬと思はれるのでございまして、自治体の民主的な組織の上に立つた代表者はやはり自治体の首長であるところの知事、市長及び町村長であると考えていいんじゃないかと思ひますが、これは實際上これを共同推薦する場合において非常に複雑なことになるのであります。今次長のお話では結構でありますというふうな話でありましたが、本多國務大臣は果して次長と同様に結構と思つておられるかどうかというところを一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 政府も原案は理事者側の組織の推薦するものだけにいたしましたのでございまして、こういう原案を決定いたしました理由は今吉川さんの言われました通り、その地方団体の代表者すべてを含む代表でございします。更に非常に強く地方議会の代表者と協議してやるといふ修正でございしますが、この点につきましてはそれと議長の連合組織もできしておりますのでございします。この協議も困難ではなかつたと思ひます。更に又成るべく少数の委員によつて処理させなければ執行機関としての使命が果たせないと考へておるのであります。その点から人数が殖えるわけでもありませんので、議会の方でそういう御趣旨でありますならば、政府と

して特に反対をするという考えは持つておらないのでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質疑ございせんか。それでは欠席の委員の方において質疑のおありの方もあるようでございますが、一応地方財政委員会設置法案は質疑を大体終つたことにいたして、一時これを中止いたして置きます。

○委員長(岡本愛祐君) 次に、地方財政平衡交付金法案につきまして予備審査をいたします。午前の連合委員会におきまして、主として大蔵委員、文部委員に御質問を願いましたから、今度は本委員会の各委員の御質疑をお願いいたします。

この際先程吉川委員から御提議がございました。皆さん御賛成願いました。が、上原専門員にこの地方財政平衡交付金法案についての研究した意見を述べて貰いたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは上原専門員。

○専門員(上原六郎君) 特別に申し上げます。御参考になると思われまふ点を二、三、書いたものがございまして、これを讀みながら御説明申し上げます。

第一は、この地方財政平衡交付金の配分のいゝな方式の問題であります。御承知のようにこの制度は従来の配付税とは全くその性格を異にしておりますために、これを法律に現わすことは非常に困難がございまして、私は私が申上げるまでもないこととありますが、何故そういふ困難があるかと申

しますと、それには二つの原因があると思うのであります。一つは標準行政費というものの対する従来の科学的な調査ができていなかったということであり、それからもう一つは、標準行政費の調査が決定しないうちに、すでに交付金の総額が一千五百億円という枠が決まつてしまつたということとございまして、シャープ勧告におきましても、一九五〇年と一九五一年の間に

おける交付金は、本当の意味の均衡化方式に接近する第一歩として、暫定的に立案されるものというふうな意味のことを書いてございまして、この法案全体を通じて考えられます点は、この暫定的な方式を採用しておりますのは僅かに一、二点でありまして、大体は恒久的な方式になつておるよう

に考へております。その点がどうかと考へるような次第でございまして、これはやはりシャープ勧告にありますが、これはいゝな方式は暫定的な方式を採用いたしまして、すべての方面に基礎的な調査が完全になりました後に、恒久的な方式に移つて行くことがいゝのではないかと、いゝように考へております。

それから平衡交付金が府県と市町村にどういふふうに分れて行くかということとありますが、これは今までも提出された資料によりまして、府県の方へ約六百五十億円、市町村の方へ四百億円行くだる概算になつております。勿論これは大體の見通しでありまして、地方財政委員会ができました後に決まることではございまして、こういうふうになりまふといふと、従来の配付税は府県と市町村とは大體半分ぐらゐに分れて行つたやうであります。

ありますから、平衡交付金になりますと、この比率が非常に變つて参ります。全体の六五%が府県に参り、三五%が市町村に交付されるということになります。こういうふうな結果になりますのも、二十五年府県の税金が非常に枠が決まつておりました、七億という総額が決まつたために、これにうことになるのでありまして、これに大體止むを得ないと思つてあります。が、平衡交付金が非常に府県の方へ余計に行くのじやないか、貧弱町村の財政調整の作用が比較的少いといふやうな印象を受けるところに、問題があるのではないかと、思つてあります。シャープ勧告によりまして、現在半分ずつ分けておる府県と市町村のこの配分方法でも、この分け方が府県の財政的地位が市町村よりも強くなつておるというやうな感じを受けることを指摘してございまして、これを克服するためには合理的な標準を決定しなければならぬといふことを述べておるのであります。

その次に、平衡交付金の実施によりまして、府県の財政が非常に中央に依存する度合が強くなつておるといふことを感ずるのであります。本案の実施によりまして、府県の財政は平衡交付金と国庫の支出金、補助金や交付金で全体の六〇%を占めることになりま

す。府県が自分の税金で賄つて行く割合は僅かに三〇%に過ぎないといふことになつております。その結果、歳入の全体の構成要素が非常に中央に依存する度合を強くしておるのであります。この状態は今後行政事務の再配分が行われまして、府県の事務が市町村に多量に下されることによつて改善せ

られることと思つてあります。が、それまでの間は府県の財政といふものは、地方自治といふ見地から見れば、誠に好ましくない暫定的な形で今後続けて行くといふことになると思つてあります。

それから四番目は、單位当りの費用の問題であります。單位当りの費用の決定といふことは、これは財政需要の総額を決定される非常に重要な事柄になつております。地方団体の利害は一にこの單位当りの費用の決定によつて左右されると申しても差支がないのであります。この法案によりまして、この單位当りの費用は法律によつて決めなければならぬといふことが書いてあるものであります。が、附則の方で二十五年度に限つては財政委員会の規則で定めるということになつております。換言すれば、財政委員会の規則といふものは法律に代るものであります。が、この規定もすべていゝな調査研究の段階にありますが、今日におきましては、いゝな暫定措置も止むを得ないと思つてあります。が、財政委員会が單位当りの規則を定める場合には、この地方行政委員会が国政調査の題目として是非お取上げを願ひまして、單位当りの費用の規則を制定公布される前に、その説明を聴取いたしまして、規則原案の調査研究をする機会を得たならばどうかと考へるのであります。このことは若し臨時国会が開会されております場合には勿論のこと、できるものであります。が、閉会中におきましても継続調査の項目として是非お取上げを願つたらどうかと考へております。

それから五番目は、基準財政支出と収入の關係であります。この案によ

りまして、二十五年の基準財政の総額がどういふように推定されるかといふことは、これは地方団体にとりましては非常に重要なことであります。が、配付資料によりまして地方財政の基準収入を大體比較いたして見ますと、大體地方財政の総額は四千三百億といふことになつております。そうしてこの基準財政の支出の方がこのうち二千二百八十億であつて、基準収入が千三百三十五億、差引九百五十億円ばかり足りないので、これを平衡交付金で賄つて行く、こういう大體の組立になつております。こういう組立になつて参りますと、地方財政の四千三百億の中の標準行政費が僅かに二千二百億円に過ぎない。而もこのうちどうして切下

げることのできないベースの定まつております人件費のようなものは一千億円もあるものでありますから、基準財政そのものの立て方には少し疑問を持つておるのであります。が、標準行政費といふものが地方団体の最低の行政費だといふことにも多少の問題はあると思ひますが、仮にそういう見解をとりまして、今日の地方行政の最低行政費が、現在の四千三百億の半額程度のものが最低行政費だと、そういうことにも問題があると思つてあります。さういふことになりまふのであります。ただそれは地方税収入の標準税率で計算いたしました地方税収入の七〇%を標準財政収入としたといふことによつてのみ生じたのでありまして、實際に地方財政の需要の方面から科学的に検討せられた結果が、標準行政費が二千二百八十億だといふことになつたわけではないのであります。地方自治団体に最も重要な利害關係を持つております

りまして、二十五年の基準財政の総額がどういふように推定されるかといふことは、これは地方団体にとりましては非常に重要なことであります。が、配付資料によりまして地方財政の基準収入を大體比較いたして見ますと、大體地方財政の総額は四千三百億といふことになつております。そうしてこの基準財政の支出の方がこのうち二千二百八十億であつて、基準収入が千三百三十五億、差引九百五十億円ばかり足りないので、これを平衡交付金で賄つて行く、こういう大體の組立になつております。こういう組立になつて参りますと、地方財政の四千三百億の中の標準行政費が僅かに二千二百億円に過ぎない。而もこのうちどうして切下

げることのできないベースの定まつております人件費のようなものは一千億円もあるものでありますから、基準財政そのものの立て方には少し疑問を持つておるのであります。が、標準行政費といふものが地方団体の最低の行政費だといふことにも多少の問題はあると思ひますが、仮にそういう見解をとりまして、今日の地方行政の最低行政費が、現在の四千三百億の半額程度のものが最低行政費だと、そういうことにも問題があると思つてあります。さういふことになりまふのであります。ただそれは地方税収入の標準税率で計算いたしました地方税収入の七〇%を標準財政収入としたといふことによつてのみ生じたのでありまして、實際に地方財政の需要の方面から科学的に検討せられた結果が、標準行政費が二千二百八十億だといふことになつたわけではないのであります。地方自治団体に最も重要な利害關係を持つております

りまして、二十五年の基準財政の総額がどういふように推定されるかといふことは、これは地方団体にとりましては非常に重要なことであります。が、配付資料によりまして地方財政の基準収入を大體比較いたして見ますと、大體地方財政の総額は四千三百億といふことになつております。そうしてこの基準財政の支出の方がこのうち二千二百八十億であつて、基準収入が千三百三十五億、差引九百五十億円ばかり足りないので、これを平衡交付金で賄つて行く、こういう大體の組立になつております。こういう組立になつて参りますと、地方財政の四千三百億の中の標準行政費が僅かに二千二百億円に過ぎない。而もこのうちどうして切下

るこの標準収入とか、標準支出が、こういう腰だめ式な方式によつて計算されることは、二十五年年度の暫定措置としてこれは止むを得ないことだと思ふのでありますが、将来の恒久的な計画の基礎となることにはどうかという疑問を持つております。地方財政委員会とは専門の調査機関、例えば学識経験者とか或いは地方団体の職員とか、そういうような人々より成る専門の調査機関を設けてまして、理論と実際の両方面から調査研究した結果によりまして、恒久的な標準財政費の基準を定め、恒久的な標準財政費の基準を定めることとしたしまして、この法律によるいろいろな措置は二十五年年度とか、或いは二十六年年度までの暫定措置とすることが適當ではないかというように考えております。

それから法案第三條によりますと
国はその予算が成立した後は、当該年度の途中において地方団体の負担となするような措置はとらないものとするという趣旨の規定がございますが、これは従来経験によりまして、ときどきこれに違反するようなことがあるのでありますから、何か地方財政法にありますような規定をこれに附加えまして、これを匡正するような方法をとつたならばどうかと思います。併しこれにつきましては、全般的な建前として別に意見書を出せるような途もございしますから、それに吸収することができると言えば、それも一つの方法だと考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 今の上原専門員の意見に御質問ございませんか。

○鈴木直人君 最初の基準財政収入及び基準財政支出の点でありますが、この地方財政の総額は四千三百五十億、

収入歳出とも実際はあるのであるが、平衡交付金を交付する場合におけるところの算定の際に採用する、いわゆる基準収入、基準支出というものは、四千三百五十億も実際かかわらず、支出は二千二百八十億であり、実質収入は一千三百三十五億であるというふうな計算をして、それに按分して配付する、こういうことなんでしょうか。

○専門員(上原六郎君) お話の通りであります。

○鈴木直人君　そうしますと、平衡交付金の規定にありますように実際に府県市町村が一切の歳入と一切の歳出というものを偽りなくそれを下から計算して、そうして総計が合つて、そうしてそれに基いて不足の分を平衡交付金として国から交付するのであるというこの平衡交付金制度の原則というものは、その実際に基かずして、それよりも三千億円程度の少い数字を標準行財政費というようなことで計算をして、そうして九百四十五億の差があるから、それを配付するんだという、こういうようなことにするということは実際に即しないものであると思うのですが、この表によれば、むしろ本邦当の歳出は四千三百五十億あるのでありますから、そうして基準収入、これは実際の収入の七〇％と見ていると思ふのですけれども、それを七〇％として仮に計算いたしましたといつしてしまつても、実際の収入は千三百三十五億しかありませんから、実際の支出四千三百五十億から基準収入の千三百三十五億を引けば残りは三千十五億になるのであるから、従つて国が交付すべき平衡交付金というものは三千十五億ということにならなければならぬ。こういうことと

際になると思うのであります。然るに実際ににおいては九百四十五億しかない。国の実際の予算はないものだから、止むを得ずこういうような計算を立てざるを得ないということになるので、この点について政府にお聞きしたいのですが、この表によれば、実際の歳出四千三百五十億あるんだからして、その収入が一千三百三十五億と見れば、あとの残りの三千億程度のはやはり平衡交付金として交付しなければならぬという計算になると思うのであります。この点について實際上の計算はどういうふうになるのですか。

○政府委員(荻田保君) これは四千三百五十億は全体の支出であるのであります。従つてこれによつて基準収入である地方税と、それから平衡交付金のある地方債、手数料、使用料、国庫補助金等があるのであります。そういうものまでも基準収入の中に入れますことが適当である。従つてそれに見合う歳出を基準支出の中に入れると、こういう考えを持つております。

○鈴木直人君　そういう説明になりますと、少くとも標準行政費或いは標準財政需要というものは実際に二千二百八十億支出があり、そうして収入は千三百三十五億が、これは実際の数字であると、そこから当然九百四十五億というものは出て来たのだと、こういうふうになされることになるというふうにと、この九百四十五億というものは平衡交付金としては妥当なる額であるということになるのですが、そうなりませんか。もつと多くなければならぬといひのではないですか。先程上原君が言われたように千五十億というようにはつきり予算に決まつておるために、こ

ういう計算をしなければならぬ」とい
う結果になったのではありませんか。
○政府委員(萩田保君) これは午前の
連合委員会でも申し上げたのでありま
す。今年に關します限り、千五十億
に決まりまして、そうしてあとでこの
標準單位費用というようなものの決定
をいたす。それから各地方団体に対し
まして基準財政需要から基準財政費用
を引いたものを出しまして、それから
按分して出すということになります。

で、如何にも千五十億を先に決めて、もうそれだけで何でもかんでもやつしまえというように見えるのであります。すが、これはそういうような点はあるかも知れませんが、配分の細目につきましては、これから決めなければならぬことは勿論でございますけれども、併し大体の考慮というものは大體國の予算を作りましたときから考へて

おるところでございますし、又そのときに四千三百五十億という支出が妥当であるかどうかということを十分検討しまして、この額を決定し、それからその方から地方債、手数料、使用料、国庫補助金等も見積りまして、そうして最後にこの地方税の千九百億、そうしてその差額が千五十億ということになりますので、千五十億を以てこの四千三百五十億の地方の歳出を賄つて行けるという確信を持つて決めたのでありますして、決して好い加減な数字ではないわけでございます。ただ、このト原委員の言つておられます要点は、収入の七〇％を標準財政収入として計算した、七〇％しか基準財政需要の中に計算しないのがいけないという御意見なのか、或いはただ二千二百八十億という根拠が曖昧だというような御意見

見たのか、ちよつとそれははつきりい
たしませんでした。

○鈴木直人君　そうしますと、今度の
法律によるところの十二條の測定單
位、これをその第二項の数値によつて
掛けて見るといふと、二千二百八十
というものになる、こういう計算にな
るわけですが、そうすると、その数値
というものは、すでに大抵あるわけ
ですね。

○政府委員(萩田保君) その問題でございしますが、実はこの單位費用に數値を掛ければ二千二百八十億になるように、單位費用をこれから設けるということになりますして、如何にも何か頭が決まつておつて尻を合せるといふ恰好になりますけれども、それは單に技術的な問題でございまして、全体的の歳入歳出のバランスは、これでとれるというわけであります。

○鈴木直人君　それから府県と市町村との配分の関係ですが、府県の支出は依然として府県側においてはあつたわけですから、収入が今度の地方税の改正によつて非常に少なくなつて来ているというような関係からして、それを平衡交付金の制度から案分して見ると、府県側が非常に多くなつて来ると、こういうことになるわけですが、従つて府県というものは、むしろ財政的な自主性を持つというよりも、むしろ中央の平衡交付金によつて賄われるという関係になり、ますます府県庁というものは、これは中央の出先機関のというような傾向を持つて来るといふことが、この上原君の調書によると現われているのですが、一方市町村の方は、財源を保有されたために相当収入が多くなつて来る、従つて平衡交付金の分

配というものは比較的少くて済む、こ
ういうことになって来ている。従つて
市町村の自主性は非常に確立はされ
たわけだけれども、ここに書いてあると
ころの府県を偏重して、弱小町村の財
政においては非常に弱化するような印
象が受けられる、こういうことになつ
て来るのですが、その点はそうなりま
すか。

○政府委員(秋田保君) この二の、こ
れは何と申しますか、印象を受ける
いうことに重点があるのか、事実上市
町村の方が窮屈になるという点に論点
があるのか、ちよつとはつきり分りま
せんが、この数字は、決してこれを頭
からこのように決めたのじやなく、單
位費用についての数値を乗じて計算し
て行くという方法でやれば、大
体こうなんだという見込みを決めたの
でありまして、決して前のように、配
付税のように、初めから決めたわけじ
やないのです。然らばどうしてこうい
うようになるかと申しますと、これは
従来のこの配付税の分け方は半々でこ
さいまして、それから向う今度廃止にな
ります負担金の額が、その大部分一番
大きなものを占めるのが義務教育費に
対する国庫下渡金、そういうものがな
くなります。従つて府県がどうしても
多くなる。全体的に財源の問題に對し
ましては、市町村の方では四百億から
の税が殖えておるのでありますから、
相当市町村にゆとりができる。これに
反しまして府県では、むしろこの程度
では税は減るのであります。去年七百
億取れる、今年も新税制で七百億とな
りますけれども、従来の税制を本年度
適用すれば、これは相当自然増収があ
る、それを失つてしまふ。従いまして

このように分けましても、恐らく見通
しとしてしまつては、府県の本年度の財政
は非常に窮屈になるだろうと考えてお
ります。更に関連いたしまして、三の
方の府県財政が中央依存が強くなる、
確にこのようになりまして、これは税が
殖えていなくなつたということ、それか
ら平衡交付金がこのように多いこと、
問題は災害費の全額国庫負担である
か、その外公共事業費の国庫補助、こ
れが非常に府県に多いのでございま
す、この点につきまして将来改正を
しない限り、このような方向になると
思います。

○鈴木直人君 実は府県に六百五十億
という程度の必要見込みとなつており
ますが、文部省が盛んに主張された
いうのは、義務教育費の国庫負担の分
が七百二十億と言いますか、という
ようなものを確保したいというふう
になつていたと思うのですが、勿論これ
は配付税から取るというわけではなく
て、収入の四千三百五十億の中から七
百二十億をとりたいということだと思
いますけれども、少くともこの平衡交
付金について考えて見ると、文
部省で考へておる七百二十億を、府
県の教育費に当てたいというその数字
よりも、更に少ない六百五十億とい
うことになるならば、私はもう教育費に
当てた以外のものは、殆んど府県に配
付された平衡交付金というものは、私
は使つていけないということになる
のじやないでしょうか。その点はど
うでしょうか。

○政府委員(秋田保君) これは平衡交
付金だけで七百二十億になるのではな
いのであります、この数字で見ます
と、基準財政支出の二千二百八十億、

そのうち七百二十億を義務教育費にと
つてしまふ、三分の一程度を義務教育
にとつてしまふ、こういう計算になる
のであります。

○鈴木直人君 二千二百八十億のうち
の七百二十億を義務教育にとつてしま
うということは、従来の府県の行政か
ら見て非常に無理と思われるでし
ょうか、或いはこれは当然だといふ程度
のものでしょうか。

○政府委員(秋田保君) 従来の数字か
ら見れば、相当殖えておると思いま
す。果してどれだけの全体的に殖やす
余裕があるかどうか、全体的の調整を
図りましたならば、この程度のものは
恐らく出せないのじやないかと考へて
おります。併しこれは全体を調査して
見なければ分りませんが、七百二十億
で参れば、相当のゆとりのある数字に
なつて来ます。

〔委員長退席、理事吉川末次郎君
委員長席に着く〕

○鈴木直人君 平衡交付金の算定の基
礎から見れば、二千二百八十億とい
うことになつておるけれども、実際に四
千三百五十億あるということならば、
実際の場合においては四千三百五十億
の収入のうちから七百二十億を支出す
るということになるので、相当のゆと
りが出て来るということになりはしな
いのですか。

○政府委員(秋田保君) このところ
の、どの財源をそれに当てるというこ
とも決まつていないわけでありませ
んけれども、義務教育費は経常費とい
うものにつきましては、補助金もありま
せんし、使用料、手数料がありません。
地方債も無論持ちません。結局税と交
付金に頼るより仕方がない、いわ

る基準財政需要に殆んど該当するもの
であります。従いまして、四千三百五
十億から七百二十億という観念より
は、むしろ二千二百八十億の中の七百
二十億を義務教育に当てるといつた方
がはつきりするものであります。

○理事(吉川末次郎君) 他に御質問等
ございせんか。それでは上原君の意
見の開陳についての質疑はこれを以て
打ち切ることになつたと思ひます。
地方税法についての一般質問があれば
引續いてやつて頂くことになつてお
るのであります。岩木君から特に御希
望があるように承つておるのですが、
その他の皆さんにございせんか。

○米倉龍也君 これは説明を頂いたか
と思うのですが、地方税法の第六條な
んですが、第六條の第二項の不均一課
税を認めることになつておる。この不
均一課税のことは、「公益上その他の
事由に因り必要がある場合において
は、」と、こういうのですが、これは
内容はどういうことになりますか。非
常に消極的と言いますか、非常に限定
されたことをお考へになつておるの
ですか。或いは府県の事情によつて、府
県議会の條例等によつて相当何と言
いますか、積極的にこの事項を運用す
ることもお考へになつておるでし
ょうか、その点ちよつと……。

〔理事吉川末次郎君退席、委員長
着席〕

○政府委員(秋田保君) やはりこれは
原則といたしましては、不均一の課税
をするという建前だと思います。でこ
にありますが、公益上その他の
事由に因り必要がある場合、特別に
事由がある場合に限りまして、府県が
條例を以ちまして不均一課税をする

いうことは差支えないわけございま
す。

○米倉龍也君 それがですね、府県
に、勿論府県会の議決ですが、まあ公
益上その他の必要という、その必要とい
うことが、何と申しますか、非常に自
由と、必要があれば何でもという、相
当範囲を拡めるといふような考え方が
この中に入つておれば、そういうこと
が本當に必要であつて、非常に消極的
だといふのですが、そのところですか。

もう一つは、三十二條の二項に、こ
れはそういうような違つた税率をやら
うというときには届出だけいいという
ふうに書いてあるのですが、三十二條
ですが、三十二條の二項に届出なけれ
ばならないと、ただ届出ればいいと、
予め違つた税率のときにやればいい、
單に届出るといふことから見ると、必
要がある場合といふのは、相当積極的
に範囲が広いようにも解釈できる。そ
ういふ点は一応お聞きして置きたい
ことなんです。

○政府委員(秋田保君) この六條二項
の方は飽くまで例外的な規定でござ
いますから、公益上その他の事由によ
り必要があるといふことを積極的に主
張し得るだけの根拠がある場合でな
ければいけないと思ひます。それから三
十二條の二項の方は、これは不均一課
税といふことよりも、むしろこれは標
準税率をその全体につきまして上げ
たり下げたりする、即ち百分の四を三
にしたり五にしたりするといふ場合
でございまして、この点につきま
して、第一條の第五号の標準税率の定義によ
りまして、財政上特別の必要がある
と認める場合といふ積極的事由がある
ものとし、勿論この場合は届出だけ

許可も何も要りませんから、地方団体の自由の判断によつて差支えないと思ひます。建前といたしましては、そのようなことになつております。

○堀末治君 ちよつとお願い申し上げますが、今全国都道府県の町村会と各ブロックの方がおいでになりました、こういう決議を持つてお見えになつたのです。

決議

市町村財政逼迫の現状に鑑み、参議院において審議中の地方税法案の即時可決成立を要望する。

こういう決議案を持つて今こちらにお見えになりましたのですが、できることならば一言発言さして頂きたいという事でございますが、適当にお取計らい願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたします。只今堀君より御発言がございました。全国の都道府県町村会長の代表の方々に、この委員会に對しまして地方税法案につきましても意見を開陳いたしたいという要望がござります。許すことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。

○吉川末次郎君 本多國務大臣はもうお見えにならないのであります。

○委員長(岡本愛祐君) お答えいたします。参りましたが、今内閣委員会に行つておりますので、呼びに行つております。岩木委員に申し上げますが、地方財政委員会法案は皆さん大体質疑が終つたのですが、あなたが御質問がある

るようでしたからそれは留保して置きました。尚、只今地方税法案と、それから地方財政平衡交付金法案、これについて質疑をいたしております。大体外の方は質疑が終つたようでありますから、今大臣が参りますが、それまで政府委員に御質問を願ひたいと思ひます。尚、大臣が先程参つておつたのですが、今内閣委員会の方へ参りました。

○岩木哲夫君 この地方財政委員会の設置法案についてのもう大体の皆さんの質疑は……。

○委員長(岡本愛祐君) 終りました。併しあなたがおいでにならぬから、それは留保いたしております。お待ちしておりましたのですが、一応それは中止をしまして、あなたのおいでを待つていたんです。御質問があれば、それを又議題といたします。

○岩木哲夫君 大体地方財政委員会の設置法につきましては、特に第二條はもとよりであります。が、いろいろ意見もあるし、ちよつと疑義もあるのですが、衆議院側から修正が来ておるようでありますから……。

○委員長(岡本愛祐君) それも議題にしまして、質疑があつて答弁があつたわけでありませう。

○岩木哲夫君 この点だけでも、せめて訂正されることが望ましいことであらうと思つておりましたが、もうそういう衆議院側の修正案が配付されて、これは衆議院では決議されておるようでありますから、省略いたしました。

○委員長(岡本愛祐君) 地方財政委員会設置法案は質疑打ち切りに御異議ござ

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方財政委員会設置法案は質疑は終りました。

それでは次に地方税法案並びに地方財政平衡交付金法案につきまして質疑を續行いたします。地方税法案につきまして御質疑はございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方財政平衡交付金法案、これはまだ予備審査でありますから、質疑打ち切りはできませんが、一応これで今日は打ち切りといたしましてよろうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方税法案につきまして御質疑を願ひます。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。地方税法案について、外に御質疑はございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御質疑はないと認めます。

それでは、地方税法案の質疑は、これで以て終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方税法案の質疑は終了いたしました。

今日はこれで散会いたします。

午後四時二分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 吉川末次郎君
堀 末治君

委員

岩木 哲夫君

三木 治朗君

黒川 武雄君

山田 佐一君

木内キヤウ君

柏木 庫治君

西郷吉之助君

鈴木 直人君

米倉 龍也君

濱田 寅藏君

本多 市郎君

國務大臣

政府委員

地方自治

政務次官

地方自治厅长

總理府事務官(地方自治)

庁財政課長

事務局側

常任委員

會専門員

上原 六郎君

小野 哲君

荻田 保君

奥野 誠亮君

四月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方財政委員会設置法案(予備審査のための付託は四月二十四日)

二、消防法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十八日)